

自治労学校事務協議会 通 信

No.33

自治労学校事務協議会

<http://www.gakuro.com>

事務局 中 村

学校事務協議会の中央行動

来年度予算に向けた自治労学校事務協議会の中央行動は、大都市協教育部会との連携のもとに、義務教育費国庫負担制度など地方と国との教育分野の役割見直しに対して、地方自治推進の立場から実施する。義務教育費国庫負担制度について、5,000億円の削減は地方自治体への負担転嫁以外のないものでもない。教育の地方主権を拡大する視点を明らかにしない中で、事務事業が見直されたり、小規模自治体への権限剥奪が行われる方向には絶対反対の姿勢で臨む。

地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」を読み解く

地方分権改革推進会議（議長：西室泰三東芝会長）は10月30日「意見」を発表した。このうち義務教育費国庫負担制度に関する部分について検討したい。

教職員全体に対する義務教育費国庫負担制度3兆円問題は、今年度にわかに国と地方の役割の分担の見直しとして焦点化した。結論からすると、3兆円問題は平成18年度までの5,000億円段階的な削減で決着というかたちで腰砕けに終わった。しかも、意見の集約において委員11人中6名の多数意見であった。水口議長代理（元野村総研社長）が辞任をほのめかしながら税源移譲記載に抵抗。それに対して神野直彦東大教授など5名が反対。その後意見書を提出。うち岡崎洋神奈川知事は辞任するという異例の事態となった。しかし、見直しは終わったわけではなく、小泉首相が語ったように数年かけて検討実施されると思われる。

平成15年度から実施されるものは5,000億円の退職金・年金などの地方負担である。代替え財源の手当が不明瞭なまま削減だけが決まり、今後総務、財務両省の折衝で決着するものと考えられる。ただし、16年後には3倍の1兆5千億円に膨らむとの試算もある（朝日2002.10.30）。義務教育費国庫負担から、除外されても総務省を始め地方が反対の意思表示を行っているため（地方6団体は10月30日に反対の談話は発表している。11月8日には鳥取県知事を始め6知事が連名で反対の意思を公表している）地方交付税への移行がすんなりいく保証はない。塩川財務相は「地方自治体の経費削減で賄って欲しい」と述べている。ポイントの一つは額の問題とともにこの受け皿の点である。10月31日の諮問会議の席上、片山総務相と塩川財務相が税財源移譲を巡って激しい応酬があった。

「意見」は「客観的指標に基づく定額化・交付金化」の検討を平成16年度から実施するとしている。平成16年度実施に向けて文科省は定額化と交付金化とを分け、定額化について平成15年度から検討を行うと経済財政諮問会議で発言している（10月31日）。客観的指標が何を意味するかという問題とともに、定額化と交付金化を分けるかどうかの議論がポイントの2つ目である。この問題の節目は、教職員給与の制度変更につながる平成16年度の国立大学独立法人化、平成18年度の地方公務員制度改革に合わせた検討となる。18年度に向けた見直しでは「意見」には「教員給与を一般職員より優遇している制度の見直し」も含まれる。

この定額化の議論が平成15年度を中心となるが、同時に、政令市への国庫負担金の移行の検討が平成15

年度に行われ、平成16年度には移行となる公算が強い。国庫負担教職員の人件費以外でも人事給与電算や事務局人員の加配など政令市での事務的経費は増大する。政令市問題が3つ目のポイントである。

さて、義務教育費国庫負担制度全体の見直しは5,000億円の処理が終わった次の日程となる。「意見」では「継続的検討」という表現であり、学校栄養職員、事務職員の「国の関与の見直し」が同じく継続的検討となっているので教職員全体の検討と同じタイムスケジュールでの継続と見ることができる。平成18年度を最終目標に定額化・交付金化の議論が終わり実施段階となる。その後、継続した議論として一般財源化の検討が始まる。

来年度予算編成に向けて経済財政諮問会議での議論が焦点となるが、諮問会議の状況規定能力が疑われる状況で省庁間のパワーゲームとなってきている。

地方制度調査会西尾副会長「町村廃止」案の課題

地方制度調査会の西尾副会長が11月1日専門小委員会で「今後の基礎的自治体の在り方について」というメモが報告された。これは松本小委員会委員長の求めに応じてたたき台として提出を求められたものであり、踏み込んだ内容となっている。制度調査会の中間報告は平成14年3月に予定されている。

市町村合併特例法の期限が切れるが平成17年4月以降の基礎的自治体の在り方について検討するものである。その内容は自治労政策局の分析によると、

基礎的自治体は一定規模の人口（口頭説明では3万人から5万人）以上とし、それ以下の小規模な自治体は権限を縮小する。

小規模な自治体の権限縮小は人口のみを尺度としている（自治体の選択、自己決定は想定されていない）。

合併の一層の推進のため国や県の強制的な関与の必要性を想定している。

基礎的自治体の人口を3～5万人を想定することで、多くの町村にとって極めて高いハードルとなり、現在進めている市町村合併の努力が水泡に帰す可能性がある。

新聞報道によると自民党の地方自治に関する検討プロジェクトチームも、合併せずに残った人口1万人以下の自治体について業務を窓口サービスに限定する方針を確認している。西尾案と自民党の案とは近似している。国による自治体の「計画倒産」である。

西尾案では基礎的自治体以下の規模の自治体では権限を縮小して、窓口サービスに限定し、多くの事務処理は都道府県に義務づけする。組織や職員は簡素化し、首長や議会を置くが議員は原則無給。教育委員会などはおかないとされる。従って、教育の主体は小規模自治体にあっては都道府県となり、行政規模ごとの分化が起こる。すなわち、政令市規模では都道府県並みの独自教育政策と人員配置の権限があり、それ以下の規模の自治体では従来通りの都道府県のコントロールによる権限が、そして基礎自治体以下の自治体では無権利状態となる。教育行政に引きつけて見ても、全国各地に散在する小規模学校が「おらが学校」として存続している枠組みがはずされる。また、特色ある教育実践も小規模自治体では困難となり、人事異動も都道府県直轄地域の広域人事と基礎自治体での人事、そして対等の関係となる政令市での人事配置と3段階の様相となる。

このような平成17年度年以降の地方自治体の在り方の検討方向と、教職員に対する義務教育費国庫負担制度、あるいは教員給与の地方独自化のスケジュールとがほぼ同時期に進んでいる。

☆自治研徳島報告／学校は地域コミュニティと共に

10月29～31日徳島市で自治研があり、教育の地方自治の実践が報告された。